

平 16. 11. 12
總 20-2
基 礎 小 27-2

地方稅關係資料

(環境稅關係)

環境関連法における地方公共団体の位置付け

地方公共団体には、環境基本法、地球温暖化対策の推進に関する法律等において、
地域の特性に応じた対策を推進する責務が課せられている。

環境基本法(平成5年法律第91号)(抄)

第7節 地方公共団体の施策

第36条

地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

(参 考)

第5節 国が講ずる環境の保全のための施策等

環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制・経済的措置、環境の保全に関する施設の整備
その他の事業の推進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境の保全に関する教育、学習等民間団体等の自発的な活動を促進するための措置 等

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(抄)

第4条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

地方公共団体の地球温暖化対策

未定稿

対 策 分 野	地 方 で の 対 策 例	備 考
6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進		
エネルギー需給両面の対策を中心とした二酸化炭素に係る排出量削減		
<エネルギー需要面>		
民生・産業部門の需要面での対策	住宅用省エネ機器への助成 省エネルギー啓発活動の展開	
運輸部門の需要面での対策	公共交通機関（地下鉄等）の整備、運行支援 路上駐停車対策、アイドリングストップ、ディーゼル車規制 交通需要マネジメント（TMD）の推進 自転車利用の促進、燃料電池バス・天然ガス利用車両の導入 地方公共団体による低公害車の導入	
<エネルギー供給面>		
新エネルギー対策・燃料転換等	風力発電、太陽光発電施設の設置 バイオマス利活用推進 新エネルギー設備の導入の促進 クリーンエネルギー導入資金融資制度	
原子力の推進	原子力発電所立地対策事業	
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策の推進	廃棄物処理施設整備事業（市町村） 農業集落排水事業	9,700億円程度 （1,500億円程度） 1,300億円程度 （700億円程度）
代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進	代替物質を利用した製品等の利用促進、フロン回収事業	
国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進	地域における普及啓発活動 ノーカーデーの実施、ノーレジ袋の推進 ISO14001の認証取得	
温室効果ガス吸収源対策の推進		
森林・林業対策の推進	造林事業、林道事業、治山事業	6,500億円程度 （1,800億円程度）
都市緑化等の推進	公共施設の屋上・敷地の緑化	
その他	県関係施設へのESCO事業の推進 ヒートアイランド対策の推進	
定量的な評価・見直しの仕組み	環境影響評価条例	
観測・監視体制の強化及び調査研究の推進	環境モニタリング調査	

注1：備考欄の（）内の数値は国庫支出金額であり、内数である。

注2：備考欄の金額は、平成14年度決算額（農業集落排水事業は平成16年度予算額）である。

地方の対策例のうち金額の大きな事業の事業費を掲げている。

1兆7,500億円程度
(4,000億円程度)

地方税と環境の関わり

1 環境という政策目的に照らし、特例的に税負担の軽減・重課や軽減を行うもの

- 税収中立を前提に、環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする自動車税（道府県税）の特例措置（自動車税のグリーン化）
- 低燃費車、低公害車に係る自動車取得税（道府県税）の軽減措置
- 公害防止施設・設備、廃棄物再生処理用機械、地域エネルギー利用施設等に係る固定資産税の軽減措置
- 公害防止施設等に係る事業所税の課税標準の特例措置

2 課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減と整合的なもの

- 軽油引取税（道府県税）（軽油引取に対する従量税）
 - 自動車税（道府県税）（排気量等によって税率を設定）
 - 軽自動車税（市町村税）（排気量等によって税率を設定）
- （参考）消費税導入までは、電気税・ガス税（市町村税）が存在していた。

3 上記のほか地方公共団体が独自に取り組む環境関連の税制（主なもの）

- 森林環境税（通称）（個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税）
 - ・森林環境税（高知県、個人、法人ともに年額 500 円、平成 15 年 4 月 1 日施行）
 - ・おかやま森づくり県民税（岡山県、個人年額 500 円、法人均等割額の 5%相当額、平成 16 年 4 月 1 日施行）
 - ・森林環境保全税（鳥取県、個人年額 300 円、法人均等割額の 3%相当額、平成 17 年 4 月 1 日施行）
 - ・森林環境税（鹿児島県、個人年額 500 円、法人均等割額の 5%相当額、平成 17 年 4 月 1 日施行）
- 産業廃棄物税（法定外目的税）

（参考）地方公共団体が独自に取り組むエネルギー関連の税制（主なもの）
核燃料税、核燃料物質等取引税、核燃料等取扱税（法定外普通税）

電気税及びガス税の概要

○ 沿革

昭和17年 電気瓦斯税法により電気瓦斯税が国税として創設。

昭和21年 国税としての電気瓦斯税の廃止（相当数の府県において、電気ガス税を法定外独立税として課税）。

昭和23年 地方税法の改正により、電気ガス税が道府県の独立税として創設（市町村は附加税）。

昭和25年 現行地方税法の制定により、道府県税としての電気ガス税は廃止され、市町村の普通税として存置。

昭和49年 電気税とガス税に分離。

平成元年 消費税の創設に伴い廃止。

※ 消費税の創設に伴い、電気税及びガス税を廃止することとした。電気税及びガス税は、税収規模が大きく、普遍的な税として市町村の重要な税源となっていたが、いずれも国民生活の中で広く一般的に使用されている電気及びガスという特定のものを課税対象とするものであり、「特定の消費についてのみ課税する税制から、広く一般に負担を求める税制への転換を目指す」消費税の趣旨を考えると、これらを廃止することが税制改革の趣旨に適合するものと考えられたところである。

（改正地方税制詳解（平成元年））

○ 課税団体等

税目	電気税	ガス税
課税団体	市町村	市町村
課税客体	電気	ガス
納税義務者	電気の使用者	ガスの使用者
課税標準	電気の料金	ガスの料金
税率	5%	2%
軽減税率	繊維製品の製造用電気 2% 紙の製造用電気 4%	
免税点	1月の料金（定額電灯、従量電灯） 3,600円	1月の料金 12,000円
徴収方法	原則として特別徴収	原則として特別徴収
昭和63年度課税団体数	特別徴収 3,160団体 普通徴収 1,740団体	特別徴収 659団体 普通徴収 180団体
昭和63年度収入額	4,897億円	90億円